

兵庫県及び工事関係者の責任

天神川氾濫災害補償委員会資料

第3回天神川氾濫災害補償委員会資料目次

1	債務不履行に基づく損害賠償請求の考え方	1
(1)	検討内容の趣旨	1
(2)	兵庫県から本件工事関係者への損害負担を求める法律構成	1
(3)	債務不履行に基づく損害賠償の要件	2
ア	債務不履行の事実があること	
イ	債務不履行と因果関係のある損害が発生していること	
ウ	債務者に責めに帰すべき事由があること	
(4)	過失相殺	3
ア	過失相殺についての基本的な考え方	
イ	過失相殺の判断方法	
(5)	請負契約及び委任・準委任契約	3
2	本件各契約における債務不履行責任に基づく損害賠償請求	5
(1)	本件工事の設計に係る契約	5
ア	本件委託契約の締結及びその内容	
イ	共通仕様書第1201条の規定に対する義務違反	
(ア)	「既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造」を満たす義務に対する違反	
(イ)	「治水上の安全を十分考慮し、別途措置する」義務に対する違反	
ウ	義務違反と本件災害の因果関係	
エ	本件委託契約第51条第1項の規定に基づく損害賠償請求	
オ	兵庫県の過失	
(2)	本件工事の施工に係る契約	8
ア	本件請負契約の締結及びその内容	
イ	特記仕様書第37条の規定に対する義務違反	
(ア)	「十分な通水断面を確保する」義務に対する違反	
(イ)	「施工に先立って、入念な施工計画を立案の上、監督員の承諾を得る」義務に対する違反	
ウ	義務違反と本件災害の因果関係	
エ	本件請負契約第54条第1項の規定に基づく損害賠償請求	
オ	兵庫県の過失	
(3)	本件工事の施工監理に係る契約	11
ア	本件委託契約の締結及びその内容	
イ	共通仕様書第3条第1項及び第9条の規定に対する義務違反	

(ア)「指示・承諾・検査等必要な業務を厳正に実施」する義務に対する 違反	
(イ)「設計図書と現地の状態が一致しない」状況を発見したときは「速やかに監督員と協議し、処理する」義務に対する違反	
ウ 義務違反と本件災害の因果関係	
エ 本件委託契約第 23 条第 1 項の規定に基づく損害賠償請求	
オ 兵庫県の過失	
(4) まとめ	15

1 債務不履行に基づく損害賠償請求の考え方

(1) 検討内容の趣旨

天神川氾濫災害については、令和5年8月23日に、国家賠償法第2条第1項に基づき、河川管理者である兵庫県が被災者に対して、その損害額の賠償をすべきであるとの提言を行った。本件災害は堤防強化工事中に生じたものであって、本件工事に関わった兵庫県以外の工事関係者（設計業者A、施工業者B及び施工監理業者C）との損害の公平な分担という観点から、本件工事に起因して生じた損害に係る兵庫県及び本件工事関係者の各責任を検討する。

(2) 兵庫県から本件工事関係者への損害負担を求める法律構成

本件においては、被災者との関係で損害賠償を負担した兵庫県が、他の工事関係者にどのような請求をなすことができるかが問題となっている。すなわち、本件工事に起因して生じた損害に係る兵庫県及び本件工事関係者が、最終的にどのような責任を負担するのかという問題が検討されることになる。

兵庫県が他の工事関係者に請求をするための法律構成としては、民法第415条に基づく債務不履行に基づく損害賠償請求、国家賠償法第2条第2項に基づく求償及び民法第719条に基づく共同不法行為が成立することを前提とする求償が考えられるが、本件においては、兵庫県と各工事関係者との契約関係を踏まえた損害賠償請求を考えることが最も簡明であり、また実質的にも妥当なものであると考えられる。

つまり、兵庫県と各工事関係者との間の対価関係を伴う契約において、兵庫県や各工事関係者がどのような義務を負担していたのかを検討し、各工事関係者は兵庫県との間の契約に関してどのような義務違反があったのかを踏まえて民法第415条の責任の有無を判断し、さらに、債権者である兵庫県が損害発生との関係でどのように関わるのかを踏まえて民法第418条の過失相殺を判断することが、最も直截な解決と考えられるためである。

他方、国家賠償法第2条第2項に規定する求償あるいは民法第719条を前提とする共同不法行為者間の求償という法律構成においては、その求償の相手方が被災者に対して不法行為の要件を満たしている必要があるため、先ず本件工事関係者が不法行為の要件を満たしていることを確認した後、兵庫県と本件工事関係者間における各責任の検討に入るという二段階の手順を踏む必要があり、議論の簡明さに欠ける。

このため、本件においては、端的に民法第415条及び第418条に各規定

する債務不履行及び過失相殺の観点から、本件工事に起因して生じた損害に係る兵庫県及び本件工事関係者のそれぞれの最終的な責任を検討することが適切である。

(3) 債務不履行に基づく損害賠償の要件

民法第 415 条第 1 項は「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」と定める。

債務不履行に基づく損害賠償が発生する要件は、①債務不履行の事実があること、②債務不履行と因果関係のある損害が発生していること、③債務者に責めに帰すべき事由があることの 3 つであるとされている。

ア 債務不履行の事実があること

債務不履行の事実とは「債務の本旨に従った履行をしないとき」と「債務の履行が不能であるとき」とされる。

債務の本旨に従った履行であるかどうかは合意された債務内容により異なり、当事者間で契約が締結されている場合、その契約で課された義務に違反していることをもって債務不履行の事実と評価されることになる。

イ 債務不履行と因果関係のある損害が発生していること

ある損害が賠償対象とされるためには、それが債務不履行によって生じたものだといえなければならない。つまり、債務不履行と損害との間に因果関係がなければならない。

債務不履行と損害との関係について、多くの論者は事実的因果関係であるとし、その有無は「あれなければこれなし」という条件関係があるかによって判断される。

したがって、本件においては各契約によって課された債務者の行為義務違反が損害発生の原因となる必要がある。

ウ 債務者に責めに帰すべき事由があること

民法第 415 条第 1 項はただし書で「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」として、上記二つの要件を満たしても債務者の責めに帰すべき事由がないときは免責されることを定める。免責されるかどうかは、実際に発生した事態のもとで、契約どおりの履行を強いることが当事者の合意の趣旨にかなっているかによって決まる。

なお、債務の履行が一応はなされたが、その内容が不完全な場合において、契約で課された具体的な行為義務に違反する事実があったことが認

められたとすると、それは債務者の責めに帰すべき事由があったことが認められたに等しいから、具体的行為義務違反の有無とは別に帰責事由を論ずる必要性はなくなる。

(4) 過失相殺

ア 過失相殺についての基本的な考え方

民法第 418 条は「債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。」として過失相殺の規定をおいている。

過失相殺の対象として考慮される債権者の過失とは、一般的に、債権者が債務の履行又は損害の発生や拡大の回避のために、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして期待される措置を講じなかったことをいう。

イ 過失相殺の判断方法

債権者の過失の有無については、まず、契約その他の債務の発生原因に即して当該状況の下で債権者によって採用されるべきであった一定の行為態様を想定し、次に、債権者がそのような行為態様をとったかどうかを評価するという形で規範的に判断される。そのため、当事者間に契約が存在していた場合には、契約のもとで損害リスクを回避するために自らに課されている措置を講じなかったこと（契約上の自己危険回避義務違反）を意味するものと理解するのが適切だとの主張がされている。

損害の発生又は拡大に関する債権者の過失について実際の裁判例で認められたものとしては、事業者である債権者が、引き渡された物が契約内容に適合しないものであることを看過したことを理由に過失相殺を認めた例（東京地判昭 53. 9. 15 判タ 377 号 106 頁、東京地判平 19. 10. 29 判時 2002 号 116 頁）や、債務者が適切な指導・助言をせず、あるいは情報提供をしなかったことが債務不履行に当たるとする一方で、債権者が自ら確認・調査をせず、あるいは情報収集をしなかったことを理由に過失相殺を認めた例（広島高岡山支判平 21. 6. 18 金判 1355 号 31 頁、東京高判平 22. 1. 20 判時 2072 号 17 頁）がある。

(5) 請負契約及び委任・準委任契約

民法は労務供給契約すなわち広い意味で他人の労務ないし労働を利用することを目的とする契約として雇用、請負、委任、寄託の 4 種の典型契約を定めている。このうち請負については民法第 632 条において「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対

してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」と定義されている。

一方、委任は民法第 643 条で「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」と定義されている。また、同法第 656 条は「この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。」として法律行為以外の事実行為である事務の委託も準委任として委任に包含されることを規定している。

請負と委任・準委任の違いは、請負が仕事の完成を目的とするのに対し、委任・準委任は法律行為ないし事実行為の適正な事務処理そのものという点にある。本件における工事の設計、施工及び施工監理は全て請負契約に該当すると考えられる。ただし、施工監理についてはその契約の性質から準委任契約に該当するとの考え方もありうるが、結論において異なるところはない。

2 本件各契約における債務不履行責任に基づく損害賠償請求

(1) 本件工事の設計に係る契約

ア 本件委託契約の締結及びその内容

兵庫県と設計業者Aは令和2年7月31日に、兵庫県を発注者、設計業者Aを受注者として「(二) 武庫川水系天神川市道交差部詳細設計業務」の委託契約を締結した。

本件委託契約は、伊丹市道のトンネル(荒牧トンネル)の上部を流れる天神川の堤防強化工事に必要な調査設計を行うとともに、この工事に併せて行う荒牧トンネルの改築工事に必要な調査設計を行うことを目的としていた。

イ 共通仕様書第1201条の規定に対する義務違反

本件委託契約第1条第1項は「発注者及び受注者は、この約款(契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。)に従い、日本の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。」と定める。

そして、共通仕様書(設計業務等共通仕様書__共通編)第1201条では「受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。」と定められていた。

共通仕様書とは、設計図書に含まれる仕様書(契約数量表、数量計算書、共通仕様書、特記仕様書)の一つであり、技術的要求、設計内容を説明したもののうち、予め定型的な内容を示した図書である。また、特記仕様書とは、当該設計に固有の技術的要求等を定めた図書である。

共通仕様書第1201条でいう「最新の技術基準及び参考図書」とは、共通仕様書で「(参考) 主要技術基準及び参考図書」として列挙されたものを指しており、この中の「[2] 河川・港湾・海岸・砂防・ダム関係」の31に仮締切堤設置基準(案)が含まれている。

したがって、設計業者Aは堤防を開削する場合に仮締切堤設置基準(案)を遵守する必要がある、この基準に満たない設計であった場合は同条の規定に対する義務違反があったといえる。

しかしながら、設計業者Aからは仮締切堤設置基準(案)を含む各種設計基準に準じているとの報告がなされていたものの、実際に納入された成果物には以下で示すように基準に満たない点があった。

(ア)「既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造」を満たす義務に

対する違反

仮締切堤設置基準(案)は河川区域内で行う工事に伴い設置する河川堤防にかわる仮締切に適用される。仮締切堤設置基準(案)は、堤防開削を行う場合における仮締切堤の構造形式について「4 仮締切の構造」で「既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造でなければならない。」と定める。

本件工事においては、堤防が全開削となる区間が一時的に発生する設計がなされていた。本件災害発生時には既に盛土による復旧が行われていたものの、既設堤防に比べると堤体が削り取られ、厚さが不足した状態であったため、開削分の堤体を堤内側に確保する、又は矢板を設置するなどして当該箇所の治水機能を補完し、工事前の堤体と同等以上の安全性を確保する設計を行う必要があった。

しかしながら、本件ではこのような設計はなされておらず、上述のとおり既設堤防に比べ厚さが不足した不完全な状態であったため、「既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造」とは評価しえない状態であった。

また、工事期間中の洪水に対しては、仮締切堤により治水機能を補完し、これに対処するというのが河川工事の設計における基本原則であって、仮締切工はあくまで工事を円滑に行うための一時的な工作物とされている。ところが、堤防の全開削区間が発生するにもかかわらず、仮締切堤が担うべき治水機能は確保されておらず、設計における基本原則に反していた点についても問題があったものといえる。

(イ)「治水上の安全を十分考慮し、別途措置する」義務に対する違反

仮締切堤設置基準(案)では、天井川を工事する際に遵守すべき基準は特段明記されていないものの、「8 その他」で「この基準は、一般的基準を示したものであり、異常出水や背後地の著しい変化等により、これによることが適当でない場合には治水上の安全を十分考慮し、別途措置するものとする。」とされていることから、各工事において現地の状況等を十分に勘察し、適切な措置を講ずべきことが期待されているものといえる。特に、高い専門知識・経験を有する設計業者においてはより高度の注意が求められる。

一般に、築堤河川や掘込河川では河川水は地盤へと浸透していくため、堤内地への漏水被害を生じさせにくい。天井川は河川水が川表から川裏へと浸透し、他の河川に比べて堤内地への漏水を生じさせやすいという特徴がある。したがって、本件工事においてはこのような天井川の性質をも考慮して、河床張コンクリートを剥離した際には当該箇

所に遮水シートを張る等、河床からの浸透に対する安全対策を行うべき旨明記した設計がなされるべきであった。

しかしながら、本件設計ではこのような天井川に特有の危険性を考慮した設計は特段なされておらず、仮締切堤設置基準（案）の「治水上の安全を十分考慮し、別途措置する」義務を遵守していたとはいえない状態であった。

ウ 義務違反と本件災害の因果関係

本件災害は、仮締切工による通水断面の不足及び河床部からの浸透対策の不足という二つの要因が重なって発生したものとされている。

特に、二つ目の要因については上記2（1）イ（イ）で記述したとおり、河床張コンクリートの剥離箇所に遮水シートを張るなどの安全対策を行うべき旨明記していれば浸透を防げていたと考えられる。

また、仮に浸透が起こったとしても、上記2（1）イ（ア）のとおり、堤防の開削により損なわれた堤体を堤内側に補う、又は矢板を設置する等により、当該箇所の治水機能が補完されていれば破堤へと至ることはなかったとされている。これは、天神川氾濫災害調査委員会事務局の兵庫県土木部河川整備課が氾濫要因を検討する中で検証を行っている。

ところで、損害の発生について複数の原因が必要条件となっている場合、その原因のそれぞれに損害との因果関係があるとされるが、本件災害の原因は、上述のとおり、仮締切工による通水断面の不足及び河床部からの浸透対策の不足の二つとされていることから、損害の発生について複数の原因が必要条件となっている場合といえる。

このようなとき、仮に他方の条件が満たされていなかったならば損害は生じなかったという抗弁は、因果関係の不存在の根拠としては認められていない。このため、本件においては設計業者Aの上記義務違反と本件災害との因果関係が肯定される。

エ 本件委託契約第51条第1項の規定に基づく損害賠償請求

上述のとおり、設計業者Aは仮締切堤設置基準（案）で定める基準に適合しない成果物を提出していたため、共通仕様書第1201条で定められた「業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行う」義務に違反していた事実があったといえ、これは本件委託契約第51条第1項第4号に定める「債務の本旨に従った履行をしないとき」に該当するから、発注者である兵庫県は、受注者である設計業者Aに対し損害の賠償を請求することができる。

オ 兵庫県の過失

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関しては、民

法第 418 条の過失相殺規定により債権者の過失が考慮される。

上記設計業者 A の義務違反について、債権者たる兵庫県の過失を検討すると、先ず一つ目に、平成 30 年事故により判明した天神川の特性を設計業者 A と共有できていない点が挙げられる。

設計業者 A は、上記 2 (1) イ (イ) のとおり、河床張コンクリートの剥離箇所に対する遮水措置等の対策を講ずることがないまま設計を行ったことについて義務違反があった。しかしながら、兵庫県は平成 30 年事故の経験から少量の降雨によっても漏水被害が生じる河川であるという天神川の特性を把握していたという事情がある。

設計委託を行う際には、発注者のみが把握する事情について十分に受注者と共有を行うべきであり、仮に天神川の上記特性について設計業者 A と十分な情報共有を図れていれば、透水性の高い土質に考慮した設計となりえた。

二つ目に、兵庫県は、特記仕様書第 12 条第 2 号において「荒牧トンネル施工時には天神川を開削し、仮設の河道を確保することを想定している。」と明記していることから、堤防開削を伴う際に適用される基準である仮締切堤設置基準 (案) が本件設計に適用されることをも想定しえた。それにもかかわらず、設計業者 A から引渡を受けた成果物に上記 2 (1) イ (ア) 及び (イ) の義務違反があり、仮締切堤設置基準 (案) に適合していなかったことを看過して受領している点が挙げられる。

このような事情を考慮すると、自己の発注した設計書が自己の注文のとおり完成しているかどうかにつき発注者として注意を払うべきであって、仮締切堤設置基準 (案) に適合しない成果物が引き渡されたときには成果物の修補を請求すべきであったといえる。

したがって、本件債務不履行及び災害の発生について債権者である兵庫県に過失がないとはいえず、損害の公平な分担という観点から、一定割合については過失相殺をするのが相当である。

(2) 本件工事の施工に係る契約

ア 本件請負契約の締結及びその内容

兵庫県と施工業者 B は令和 4 年 3 月 7 日、兵庫県を発注者、施工業者 B を受注者として「(二) 武庫川水系天神川堤防強化対策工事 (その 5)」の請負契約を締結した。

本件請負契約の内容は、県が設計業者 A から引渡しを受けた本件工事に係る詳細設計書をもとに、①通学路利用されているトンネルの通行止め先立つ迂回路の整備、②重機等の荷重によるトンネル崩落を防止す

るための流動化材を用いたトンネル内充填、③トンネル周辺の土砂を支えるための土留工（親杭横矢板、切梁等）の設置、④工事期間中、河川内の流水を受ける仮設鋼板水路の設置を行うことであった。本件災害が生じたのは④の工程中であり、左岸側の既設護岸を撤去し、切梁（5本）の設置を行った後、仮設鋼板水路の受桁コンクリート橋台の設置が完了したところで生じたものである。

イ 特記仕様書第 37 条の規定に対する義務違反

本件請負契約第 1 条第 1 項は、「発注者及び受注者は、この約款（契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。」と定める。

設計業者 A との委託契約同様、仕様書には特記仕様書が含まれる。特記仕様書第 37 条では「親杭や仮設水路等河川内の施工は渇水期（11 月～翌年 5 月）とし、施工中の流水の切替時において、十分な通水断面を確保すること。なお、施工に先立って、入念な施工計画を立案の上、監督員の承諾を得ること。」と定められていた。しかしながら、本件工事においては施工業者 B に同条前段及び後段規定の各義務に対して違反があった。

(ア) 「十分な通水断面を確保する」義務に対する違反

本件災害発生時、左岸側の仮設鋼製水路の施工のため、仮締切工が設置されていた。仮締切工は、設計とは異なる仮締切工の上流部への延長及び通水断面内への大型土のう設置がなされていたため、仮設水路部の通水断面を阻害しており、必要な流下能力を備えていなかった。

施工業者 B は、十分な通水断面を確保するため、本件請負契約時に提供された参考図面を参照するなど、天神川氾濫災害調査委員会で示された計画上必要とされる流量 20.2 m³/s の通水断面を確保すべきであった。

しかしながら、仮締切工の施工が不十分であったため、十分な通水断面である 20.2 m³/s の流下能力を備えられていなかった本件は、特記仕様書第 37 条に定める「十分な通水断面を確保する」義務に違反していたものといえる。

(イ) 「施工に先立って、入念な施工計画を立案の上、監督員の承諾を得る」義務に対する違反

共通仕様書第 1 編 1-1-1-4 において施工計画書とは、受注者が工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等につい

て記載するものとされている。

本件においては、上記施工計画書の提出がなされておらず、十分な通水断面を確保するための施工計画について監督員の承諾を得ていなかったことから、特記仕様書第 37 条で定める「施工に先立って、入念な施工計画を立案の上、監督員の承諾を得る」義務に違反していたものといえる。

ウ 義務違反と本件災害の因果関係

本件工事においては、設計図書に従い施工を行うという施工業者 B の債務が履行されていれば、仮設水路部に十分な通水断面を確保できていたにもかかわらず、上記義務違反があったために仮締切工からの越流を生じさせ、河床張コンクリートの剥離箇所から河川水が浸透したことによって本件災害を発生させた。

したがって、上記 2（1）ウで検討したように、設計業者 A の義務違反と本件災害との因果関係が認められるのと同時に、本件災害と施工業者 B の義務違反にも因果関係が認められる。

エ 本件請負契約第 54 条第 1 項の規定に基づく損害賠償請求

上述のとおり、施工業者 B は特記仕様書第 37 条で定められた「十分な通水断面を確保する」義務及び「施工に先立って、入念な施工計画を立案の上、監督員の承諾を得る」義務に違反する事実があったといえ、これは本件請負契約第 54 条第 1 項第 4 号に定める「債務の本旨に従った履行をしないとき」に該当するから、発注者である兵庫県は、受注者である施工業者 B に対し損害の賠償を請求することができる。

オ 兵庫県の過失

本件工事においては、施工計画書の提出の指示及び承諾等、各種工程の監理は後述する施工監理業者 C が担っていたが、実際には施工計画書の提出及び十分な通水断面を確保するための施工計画の承諾がなされていないまま工事が進行していた。

しかしながら、元々、特記仕様書第 37 条で「十分な通水断面を確保する」義務を課したのは、平成 30 年事故の経験を踏まえ、工事中の漏水を防止するためであった。

このような経緯を勘案すると、兵庫県にとって仮締切工の施工は本件工事における重要な要素として認識されていたのであって、施工業者 B が必要な手続きを行っていない場合には施工監理業者 C にその旨指示する、又は施工監理業者 C に代わってこれを直接指示するなど、損害リスクを回避するために積極的に注意を払い、是正措置を講ずべきであったといえる。

それにもかかわらず、施工計画書の提出がなされていないまま工事が進行していたことを看過し、仮締切工の施工について自ら確認・調査をすることなくこれを怠っていた。

したがって、本件債務不履行及び災害の発生について債権者である兵庫県に過失がないとはいえず、損害の公平な分担という観点から、一定割合については過失相殺をするのが相当である。

(3) 本件工事の施工監理に係る契約

ア 本件委託契約の締結及びその内容

兵庫県と施工監理業者Cは令和4年4月1日に、兵庫県を発注者、施工監理業者Cを受注者として「(二) 天神川水系天神川堤防強化対策工事(その5) 監理業務」の委託契約を締結した(「天神川水系」は「武庫川水系」の誤記。)。

本件委託契約の内容は、県が施工業者Bに発注した「(二) 武庫川水系天神川堤防強化対策工事(その5)」の施工にかかる工事監理を行うことである。

イ 共通仕様書第3条第1項及び第9条の規定に対する義務違反

本件委託契約第1条第1項は「発注者及び受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、関係法令を遵守し、これを履行しなければならない。」と定める。

「別冊の仕様書」とは、特記仕様書(工事監理業務特記仕様書)及び共通仕様書(工事監理業務委託共通仕様書)を指す。共通仕様書には、県と施工監理業者Cとの業務分担等が記載されている。

共通仕様書第3条第1項は「現場技術員等は、対象工事に関する請負契約の適正な履行を確保するため、対象工事の請負契約書、設計図書、仕様書等並びに委託契約書及びこの共通仕様書に基づき、工事請負者又は工事請負者の現場代理人(以下「工事請負者等」と総称する。)に対する指示、承諾、検査等必要な業務を厳正に実施しなければならない。」として現場技術員等の義務を定めている。

また、共通仕様書第9条は「現場技術員等は、次に掲げる事項を発見したとき又は工事請負者等から通知を受けたときは、速やかに監督員と協議し、処理するものとする。」と定め、同条第1号において「設計図書と現地の状態が一致しないとき。」を挙げる。

しかしながら、本件においてはこれらの義務に違反する行為があった。

(ア) 「指示・承諾・検査等必要な業務を厳正に実施」する義務に対する

違反

本件工事においては、上記 2 (2) イ (イ) で記述したとおり、施工計画書の提出がなされておらず、十分な通水断面を確保するための施工計画について、監督員からの承諾を得られていなかったため、施工業者 B は、施工にかかる特記仕様書第 37 条で定める「施工に先立って、入念な施工計画を立案の上、監督員の承諾を得る」義務に対して違反があった。

ここでいう「監督員」とは、第一義的には発注者である兵庫県のうちから任命されたものを指す。監督員の業務は施工監理業者 C との委託契約の共通仕様書第 7 条第 1 項で「次に掲げる業務」として列挙されている。

ただし、施工にかかる特記仕様書第 30 条は監督員業務の一部を施工監理業者 C に委託することを明記しており、施工監理業者 C との委託契約の共通仕様書第 8 条では「現場技術員等は、次に掲げる業務をつかさどるものとし、前条第 1 項に規定する監督員の業務を除いたものとする。」と定める。ここで、現場技術員等とは、施工監理業者 C の職員のうちから任命された者を指す。

つまり、施工にかかる特記仕様書で監督員の業務とされているものを兵庫県が任命した監督員が行うのではなく、施工監理にかかる共通仕様書第 7 条第 1 項の「次に掲げる業務」に該当しない業務は、施工監理業者 C が任命した現場技術員等が行う業務を指すものと解される。

共通仕様書第 7 条第 1 項で「次に掲げる業務」とされているものは「現場技術員等からの協議事項の処理に関すること。」や「地元折衝に関すること。」等であるが、十分な通水断面を確保するための施工計画の承諾に関する事項は規定されていない。

しかし、現場技術員等の業務として列挙された第 8 条において、その第 1 号では「建設工事請負契約の履行についての工事請負者等に対する指示、承諾又は協議に関すること。」を挙げ、第 3 号では「建設工事請負契約及び設計図書に基づき工事請負者から提出された書類の受領及び監督員への提出に関すること。」とされていることから、十分な通水断面を確保するための施工計画の承諾に関する業務は現場技術員等が担う業務であるといえる。

したがって、工事請負者である施工業者 B から提出される書類を受領し、十分な通水断面を確保するための施工計画を承諾することは施工監理業者 C の業務であって、本件のように施工計画書の提出がなさ

れていない場合には、その旨指摘し、提出を指示すべきであった。しかしながら、実際にはこれになされていなかったことから、施工監理業者Cは共通仕様書第3条第1項に定める「指示、承諾、検査等必要な業務を厳正に実施」する義務に違反していたといえる。

(イ)「設計図書と現地の状態が一致しない」状況を発見したときは「速やかに監督員と協議し、処理する」義務に対する違反

共通仕様書第9条は「現場技術員等は、次に掲げる事項を発見したとき又は工事請負者等から通知を受けたときは、速やかに監督員と協議し、処理するものとする。」と定める。そして、「次に掲げる事項」として同条第1号は「設計図書と現地の状態が一致しないとき」を挙げる。

ここでいう設計図書とは、共通仕様書第3条第1項より、県が施工業者Bに発注した本件請負契約で使用された設計図書を指す。設計図書の中には特記仕様書が含まれており、その第37条で「十分な通水断面を確保すること」が定められているものの、上記2(2)イ(ア)で示したとおり、本件工事ではこれが確保されていなかったため、「設計図書と現地の状態が一致しないとき」に該当する。

そして、令和5年4月24日に現場技術員が仮設鋼板水路橋台の配筋検査を実施しており、仮締切工の仮設水路部を含む現地の状況を確認していることから、十分な通水断面が確保されていなかった事実を発見できたものといえる。

したがって、仮設水路部に十分な通水断面が確保されていなかったことは「設計図書と現地の状態が一致しないとき」に該当しており、それを発見できたにもかかわらず「速やかに監督員と協議し、処理する」ことがなされなかった本件においては、共通仕様書第9条に規定する義務に違反する事実があったといえる。

ここで、十分な通水断面の程度が明確でないため、現地状況の確認時、十分な通水断面が確保されていないことを発見できなかった可能性も考えられる。

しかしながら、十分な通水断面の程度が明確でないというのはつまり、共通仕様書第9条第2号にいう「設計図書の表示が明確でないとき」にあたるから、結局、「速やかに監督員と協議し、処理」する義務に違反する事実があったといえる。

このため、施工監理業者Cが十分な通水断面の程度を把握していた場合は、共通仕様書第9条第1号違反といえ、仮に把握できていなかった場合には、同条第2号違反といえるから、どちらの場合であっても、同条に規定する義務に違反していたものといえる。

ウ 義務違反と本件災害の因果関係

本件災害の原因の一つである仮締切工による通水断面の不足については、施工業者Bの施工に不十分な点があったことは上述のとおりである。

これについて、施工監理業者Cにより各工程を適切に監理し、現地の状況が想定と異なっていた場合には是正措置を図るなどしていれば、仮締切工からの越流も生じなかったため、ひいては本件災害を防ぐことが可能であったといえる。

したがって、施工監理業者Cの義務違反と本件災害には因果関係が認められる。

エ 本件委託契約第23条第1項の規定に基づく損害賠償請求

上述のとおり、施工監理業者Cは共通仕様書第8条第1号及び3号で定める業務を遂行しておらず、共通仕様書第3条第1項で定める「指示、承諾、検査等必要な業務を厳正に実施」する義務に違反していた。

さらに、共通仕様書第9条第1号で「設計図書と現地の状態が一致しない」状態を発見したときには、「速やかに監督員と協議し、処理する」義務を負っており、実際に仮締切工に十分な通水断面が確保されていない状態を発見できたにもかかわらず、これを行っていなかったことから、共通仕様書第9条に違反する事実があった。

これは、本件委託契約第23条第1項第4号に定める「債務の本旨に従った履行をしないとき」に該当するから発注者である兵庫県は、受注者である施工監理業者Cに対し損害の賠償を請求することができる。

オ 兵庫県の過失

上記施工監理業者Cの義務違反にかかる兵庫県の過失については、2(2)オで検討した施工業者Bの義務違反に対する兵庫県の過失と概ね同様の理由により過失があったものといえる。

つまり、本件工事における施工監理業者Cの役割は、施工業者Bが設計書に沿って適切な施工ができているかを監理することであるが、特に仮締切工の施工に関して、発注者である兵庫県自身が重要な要素と捉えていたにもかかわらず、その工事中特段の注意を払うことなく、施工監理業者Cにこれを全て委ねていた。

たしかに、現場状況等の監理は施工監理業者Cに委託された業務であったものの、実際の監理が適切に行われているかを適宜確認し、特に重要な要素と認識していた仮締切工の施工に関しては自ら確認・調査を行うなど、本件工事に積極的に関わるべきであったにもかかわらず、特段これをなさなかった。

したがって、本件債務不履行及び災害の発生について債権者である兵

兵庫県に過失がないとはいえ、損害の公平な分担という観点から、一定割合については過失相殺をするのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本件工事に関わった兵庫県以外の工事関係者（設計業者A、施工業者B及び施工監理業者C）との損害の公平な分担という観点から、本件工事に起因して生じた損害に係る兵庫県及び工事関係者の各責任の検討を行った。

各工事関係者に対しては損害賠償請求を行うべきであるが、発注者であり、かつ、工事全体について監督する立場にある兵庫県にも過失がないとはいえないことから、一定割合については損害を負担すべきであり、その割合に応じて過失相殺をすることが考えられる。したがって、兵庫県及び工事関係者の過失割合に応じて適切に求償がなされるべきである。